

第7節 農業を支える農業関連団体等

農業者の取組を支援する主な農業関連団体等には、農業協同組合、農業委員会、農業共済団体、土地改良区があり、これらの団体等は、各種活動を通じて、農業経営の安定・発展、食料の安定供給等に重要な役割を担っています。以下では、農業関連団体等の現状や今後の在り方の検討状況について記述します。

(1) 農業協同組合

(農協改革の推進)

農業協同組合（以下「農協」という。）は、農業者が自主的に設立した協同組織であり、農産物の販売や生産資材の供給等を適切に行い、農業所得を向上させていくことが最大の使命です。平成25（2013）年度の総合農協の組合数は約7百となっています（表2-7-1）。

現在、政府では、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25（2013）年12月閣議決定、平成26（2014）年6月改訂）（以下「プラン」という。）に基づく農政改革を進めています。政策面の見直しと併せて、農業者を始めとする経済主体が、政策も活用しながら自由に経営を展開できる環境を整えていくことが必要不可欠です。

このため、プランにおいては、農業者にとって最も身近な経済主体である農協の在り方について、地域農協が、それぞれの地域の特性を活かして創意工夫を行いながら、自由に経済活動を行い、農産物の有利販売等、農業者の所得向上に全力で取り組むことができるようにするとともに、連合会や中央会は、地域農協の自由な経済活動を適切にサポートすることができるよう見直すこととされました。JAグループの自己改革の検討も踏まえ、平成27（2015）年2月の「農林水産業・地域の活力創造本部」において農協改革の法制度の骨格が取りまとめられ、平成27（2015）年4月に関連法案が国会に提出されました。

表2-7-1 農業協同組合（総合農協）数等の推移

（単位：組合、千人）

	平成 21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
組合数	741	725	723	717	712
組合員数	9,579	9,694	9,834	9,978	10,145
正組合員	4,775	4,720	4,669	4,614	4,562
准組合員	4,804	4,974	5,165	5,364	5,584

資料：農林水産省「総合農協統計表」

注：組合数は「総合農協統計表」における集計組合数

6次産業化による高付加価値化等の農協の取組

熊本県^{あしきたまち}芦北町のJAあしきたは、甘夏みかんや、しらぬひ（デコポン）、辛味の少ないたまねぎ、あしきた牛等、特産品の高付加価値化に積極的に取り組んでいます。JAあしきたが加工品の原料となる果実等を適切な価格で買い取る仕組みを作ることで、農家の安定的な所得を確保するとともに、ゼリーやプリン、ジュース、アイスクリーム、調味料といった300を超える商品を開発・販売しています。「6次産業化は農協事業そのもの」と位置付け、地元中小事業者等100社以上と農産物直販ネットワークを形成し、共に開発・製造した商品を直売所で販売しています。

製造事業者が全国販売している商品のように価格面で競うのではなく、「丸ごと販売システム」として、各地の卸売市場やスーパーマーケットと交渉してJAあしきたの専用スペースを設置してもらい、加工品とその原料である生鮮品を併せて販売することで価値が伝わるよう工夫しています。

今後も引き続き、新商品の開発等の6次産業化に取り組み、生産者に利益を還元していきたいとしています。



JAあしきた専用スペース

(2) 農業委員会

(農業委員会の在り方の見直し)

農業委員会は、市町村の行政委員会であり、農地の売買・賃借の許可、農地の利用集積¹、遊休農地²の調査・指導等農地に関する業務を行っており、平成25（2013）年の委員会数は1,710となっています（表2-7-2）。

農業委員会については、プラン等において、主たる使命である、担い手への農地利用の集積・集約化等の地域の農地利用の最適化をより良く果たせるよう制度を見直すこととされています。具体的には、①農業委員の選出方法を公選制から市町村議会の同意を要件とする市町村長の選任制に変更する、②各地域における農地利用の最適化や担い手の育成・発展を支援する「農地利用最適化推進委員（仮称）」を新設する、③農業委員会をサポートする都道府県農業会議及び全国農業会議所の役割を見直すという方向性が示されました。平成27（2015）年2月の「農林水産業・地域の活力創造本部」において、法制度等の骨格が取りまとめられ、この骨格を踏まえ、平成27（2015）年4月に関連法案が国会に提出されました。

表2-7-2 農業委員会数等の推移

(単位：委員会、人)

	平成21年 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
委員会数	1,776	1,732	1,713	1,710	1,710
委員数	36,906	36,330	36,034	35,729	35,514
職員数	7,815	7,875	7,758	7,755	7,732

資料：農林水産省調べ
注：各年10月1日現在の数値

1、2 [用語の解説] を参照

(3) 農業共済団体

(農業共済団体の統合)

農業共済団体は農業災害補償制度の実施に関する業務を行っています。近年、農業共済団体では、業務の効率化等のため、農業共済組合等と農業共済組合連合会を統合する1県1組合化を推進しており、団体数、職員数ともに減少傾向にあります(表2-7-3)。

一方、農業災害補償制度は、農業者の高齢化に伴い、相互扶助による業務運営が難しくなり、また、農業共済組合ごとのサービス水準に差が生じやすくなっている等の課題があり、今後、収入保険制度導入の検討と併せて農業災害補償制度の在り方を検討する中で、農業共済団体の在り方についても検討を行うこととしています。

(4) 土地改良区

(土地改良区の合併)

土地改良区は、「土地改良法」に基づき地域の農業者により組織された団体であり、その地域における農業用排水施設の整備や区画整理等の土地改良事業を実施するほか、土地改良施設の維持・管理等を行っています。

土地改良区の地区数等の推移をみると、組織運営の合理化等により、地区数と延べ面積ともに減少傾向で推移しています(表2-7-4)。今後とも、合併等による組織基盤の強化や技術向上等による事業実施体制の強化により、土地改良区の体質強化を図ることが重要となっています。

表2-7-3 農業共済団体の組織数等の推移

(単位：組織、人)

	平成22年 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
農業共済組合連合会	42	42	41	38	30
農業共済組合等	258	258	255	241	211
組合営	204	204	201	187	162
市町村営	54	54	54	54	49
職員数	7,889	7,769	7,606	7,436	7,394

資料：農林水産省調べ
注：各年4月1日現在の数値

表2-7-4 土地改良区の地区数等の推移

(単位：地区、万ha)

	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
地区数	5,150	5,040	4,943	4,869	4,795
延べ面積	271.4	268.2	265.9	264.3	261.8

資料：農林水産省調べ
注：各年度末の数値